

1 1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和元年11月27日(水)		
開催日時	午後3時00分		
開催場所	別館3階 大会議室		
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 委員 永山 眞江 委員 木下 靖郎 委員 古田 嘉寿美	職務代理者 諫本 憲司 委員 岡部 博昭 委員 奥平 和子	
出席参与	教育次長 河野 徹 学校教育課長 西胤 英明 文化財保護課長 宮本 達美 咸宜園教育研究センター長 橋本 隆文 兼 世界遺産推進室長 学校給食課長(代理) 羽田 康浩	教育総務課長 衣笠 雄司 社会教育課長 梶原 文人 兼 博物館長 淡窓図書館長 林 純子 スポーツ振興課長 河津成一郎 人権・同和教育課長 伊藤 伸也	
書記	教育総務課 総務企画係 主幹 (総括) 塚原 美保		
附議議案	議案第59号 令和元年度日田市一般会計補正予算教育費について 議案第60号 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について 議案第61号 日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第62号 日田市B&G海洋センターの管理に関する条例の一部改正について 議案第63号 日田市スポーツ施設の指定管理者の指定について 議案第64号 日田市B&G海洋センターの指定管理者の指定について 議案第65号 日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者の指定について 協議事項 日田市民生委員推薦会委員の推薦について 報告第20号 令和元年10月期寄附採納について		

<p>教 育 長</p>	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>ただいまから、11月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>前回議事録の確認でございますが、10月定例教育委員会議事録について変更はございませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）御了解いただきましたら、本会議終了後に御署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項でございますが、お手元に配付しております一般報告資料により、報告にかえさせていただきます。</p> <p>それでは早速議事に入りたいと思います。議案第59号について説明をお願いいたします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第59号、令和元年度日田市一般会計補正予算教育費についてでございます。</p> <p>別冊となっております「令和元年度日田市一般会計補正予算教育費について」を御覧いただきたいと思います。</p> <p>教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
<p>書 記</p>	<p>議案第59号、令和元年度日田市一般会計補正予算教育費につきまして、別冊1の資料で御説明いたします。</p> <p>初めに令和元年度12月補正予算の概要についてでございます。資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>ナンバー1、小中学校特別教室等空調機器設置事業でございます。本事業は、小中学校の特別教室である図書室、音楽室、理科室と会議室に空調機器の設置を行うものでございます。</p> <p>対象となりました学校につきましては、平成30年度に国が冷暖房設備対応臨時特例交付金を創設したことに伴いまして、平成30年度の12月補正予算にて設置を行っているところでございます。</p> <p>そのうち、小野小学校につきましては、平成29年の九州北部豪雨災害により戸山中学校校舎で授業を行っていたため、設置を先送りしておりましたが、令和2年1月、3学期から小野小学校校舎での授業再開に伴いまして、特別教室であります音楽室、図書室、理科・家庭科室へ空調機器を設置するため、右側の補正内訳の欄のとおり、工事請負費528万8,000円につきまして補正要求を行うものでございます。</p> <p>工期につきましては、事業スケジュールにございますが、令和2年2月中旬から3月にかけて、財源の内訳は全額一般財源でござ</p>

ございます。

続きまして、ナンバー 2、小学校教材設備費でございます。

本事業は、学校図書や教材の整備を行うものでございますが、予算をより有効に執行するため、予算の範囲内で消耗品費と備品購入費の費目間の組み替えを行うもので、補正の内訳の欄のとおり、消耗品費を 59万5,000円減額し、備品購入費を 59万5,000円増額の補正要求を行うものでございます。

合わせまして、資料の 2 ページを御覧ください。

ナンバー 4、中学校教材設備費につきましても同様の理由によりまして、消耗品費を 11万7,000円減額し、備品購入費を 11万7,000円増額の補正要求を行うものでございます。

続きまして、同じく資料の 2 ページをお願いいたします。

ナンバー 3、要保護準要保護就学援助事業（児童）でございます。

本事業は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童に対して学用品や給食費などの経費の一部を援助するもので、認定者数が見込みを上回り、予算不足となるため、補正の内訳の欄のとおり、扶助費につきまして 110万6,000円の増額の補正要求を行うものでございます。財源内訳は、全額、一般財源でございます。

続きまして、資料の 3 ページをお願いいたします。

ナンバー 5、草野家住宅保存整備事業でございます。

本事業は、重要文化財である草野家住宅につきまして、老朽化に伴う修理及び耐震工事を行う所有者に対して補助及び事務的支援を行うものでございます。

今回、事業当初の入札不調や九州北部豪雨災害の復旧工事の影響による慢性的な職人不足から工期に遅れが生じ、全体工期の短縮もできなかったため、本年 7 月の文化庁による現地指導に基づきまして、本年度予定しておりました事業の一部について先送りすることとし、事業費の減額に伴い、補正の内訳の欄のとおり、負担金・補助金及び交付金につきまして 112万5,000円の減額の補正要求を行うものでございます。

資料の 4 ページをお願いいたします。

工事の変更部分につきましては、図面右下の肌色部分のうち、店舗部の外部足場解体工事とその下にございます家具蔵の復元工事でございます。いずれも令和 2 年度に実施することとしております。

資料の 3 ページにお戻りください。

ナンバー 6、史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓保存整備事業でございます。

す。

本事業は、史跡である廣瀬家旧宅及び墓につきまして、老朽化に伴う修理及び耐震工事を行う所有者に対して補助及び事務的支援を行うものでございます。

今回、本年度の文化庁の現地指導及び廣瀬淡窓旧宅及び墓保存整備委員会による修理方針の変更に伴いまして、本年度実施の見込みがなくなりました附帯工事の実施設計業務の取りやめ等によりまして、事業費が減額となったことにより、補正の内訳の欄のとおり、負担金・補助金及び交付金につきまして85万7,000円の減額の補正要求を行うものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

事業計画図のうち、ピンク色の部分の主屋の修理を最優先とする方針へ変更したことによりまして、本年度予定しておりました左上のオレンジ色の3号・4号蔵の修理工事及び展示工事の実施設計等を令和3年度以降に変更するものでございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

ナンバー7、国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致推進事業でございます。

本事業は、フェンシング競技の東京オリンピック事前キャンプを円滑に推進し、市民のスポーツへの関心を高め、国際交流やオリンピックに向けた機運醸成を図るものでございます。

今回、昨年に引き続きまして、フェンシング・サーブル競技の13歳から19歳までの日本代表選手が対象となりますジュニア・カデキャンプの受け入れ依頼があったため、必要経費についての増額補正と、9月に実施しましたフェンシング・エペ競技の事前国際キャンプの精算に伴います減額の補正要求を行うものでございます。

補正の内訳の欄のとおり、ジュニア・カデキャンプの実施に必要な報償費2万円、消耗品費10万円、通信運搬費16万円、使用料・賃借料96万円の増額と、事前国際キャンプの精算に伴います負担金・補助金及び交付金の180万円の減額を合わせまして合計56万円の減額を補正要求するものでございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。

続きまして、ナンバー8、スポーツ激励金等交付事業でございます。

本事業は、県大会、九州大会、全国大会、国際大会に出場する市民に対しまして激励金の交付を行うものでございます。

今回、交付見込額が当初の見込み額を上回り、予算不足となることから、補正の内訳の欄のとおり、報償費につきまして128

	<p>万6,000円の増額補正を要求するものでございます。財源内訳は、全て、一般財源でございます。</p> <p>以上が補正の概要でございます。</p> <p>続きまして、7ページの債務負担行為要求書についてでございます。</p> <p>この後、議案第63号から第65号で御説明させていただきますが、日田市スポーツ施設のうち24施設につきまして現在の指定管理の期間が今年度末までとなっておりますことから、新たに令和2年度からの5年間の指定管理者を指定するに当たりまして、その財源措置として、総合体育館外14スポーツ施設の管理委託料限度額2億9,857万円、次にB&G天瀬海洋センター外7施設の管理委託料限度額7,383万円、最後にB&G中津江海洋センターの管理委託料限度額1,648万円をそれぞれ設定するものでございます。</p> <p>8ページから10ページには歳出の明細書を記載しておりますので、御一読をお願いいたします。</p> <p>議案第59号、令和元年度日田市一般会計補正予算教育費につきましては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第59号の説明でございました。ナンバー1からナンバー8までの説明でございますが、どこからでも結構でございます。何か御質疑等はございませんでしょうか。</p>
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	<p>今、説明いただいた内容については全部理解したつもりで何ら問題はないんですけど、教えていただきたい点がありまして、ナンバー5とナンバー6が保存整備事業ということで2つ並んでいますが、もちろん内容も違うんでしょうけれども、国等の補助率がそれぞれ違いますよね。これはどういうふうな形で決まってくるのか、教えていただければと思います。</p>
文化財保護課長	<p>5番は国指定の重要文化財、そして6番は史跡という違いがございます。それで補助率の違いが生じております。</p>
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	<p>わかりました。それで、国が85%、片や70%と。それから、県については両方とも8%で、残りを市と所有者で半分ずつ負担するというような形で決まっているということでもいいんですか。</p>
文化財保護課長	<p>そのとおりでございます。</p>

永山委員	<p>3番の要保護準要保護就学援助事業についてですが、これは、特に入学前のお子さんについては前年度に支給するということになっていたと思うんですが、今回、出てきた予算は来年度についての申請があった分ということでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>新入学児の学用品の準備金については、今年度の追加支給が148人の見込みが157人でプラス11人になりました。</p> <p>それから、来年度の見込みは、最新の調査では131人の予定が146人でプラス15人ということで、合わせて26人が追加で今年度の準備金の対象となったということです。</p> <p>ですから、この4月の入学のものは11人の追加があって、来年度の見込みが最新の調査でまた15人見込みが増えたということで追加となりました。以上です。</p>
教育長	<p>そのほか、何かご質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、御質疑等がないようでございますので、議案第59号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第59号、令和元年度日田市一般会計補正予算教育費については原案のとおり可決されました。</p> <p>次に議案第60号について説明をお願いいたします。</p>
教育次長	<p>議案集の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第60号、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書についてでございます。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして報告書を作成し、公表するものでございます。別冊2の教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書を御覧ください。</p> <p>教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>別冊2のほうを御覧いただきたいと思いますが、点検及び評価報告書の概要につきましては、8月に3名の外部評価委員の先生方を交えて説明会を行い、その先生方からいただきました評価や御意見につきまして先月10月の定例教育委員会で教育委員の皆様方に御説明させていただいたところでございます。</p> <p>今回、その意見書を含めて報告書の最終案が完成いたしましたので、本日、御議決いただければこの報告書を平成30年度対象</p>

<p>教 育 長</p>	<p>事業の報告書とさせていただきたいと考えております。</p> <p>今日、御議決いただきました後には12月市議会定例会の教育福祉委員会で報告させていただき、市のホームページで公開する予定としております。</p> <p>この案の内容につきましては、先月10月の定例教育委員会で御説明させていただいておりますので、割愛させていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第60号でございますが、先月の定例教育委員会で内容については説明があったということでございます。最終案ということでの提案でございますが、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、ないようですので、議案第60号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第60号、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第61号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第61号、日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、日田市三花公民館及び日田市天瀬公民館の移転に伴いまして所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>社会教育課から御説明を申し上げます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>議案集3ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、三花公民館につきましては、位置が大字三和2715番地2を同948番地1へ、天瀬公民館につきましては天瀬町桜竹669番地2から同671番地2へ改正するものでございます。</p> <p>理由といたしましては、三花公民館及び天瀬公民館の移転に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。</p>

この条例は、令和2年1月20日から施行いたします。

三花公民館は、国道212号花月バイパスの拡張工事に伴い、公民館建物が国道にかかりますので、三和小学校付近の用地へ移転いたします。天瀬公民館は天瀬振興局の建物の中に移転するものでございます。

5ページに詳細を記載しております。

令和2年1月20日から両公民館とも開館いたします。両公民館とも12月中の完成を予定しており、引っ越し作業を終えた後、供用開始となります。

今後のスケジュールにつきましては、12月の議会提出、本会議可決後、引っ越しの準備に入り、令和2年1月には旧三花公民館の解体工事を発注し、同月20日に供用開始、3月に旧三花公民館の解体工事が完了いたします。

6ページをお願いいたします。

新しい公民館の概要を記載しております。(1)に新三花公民館の概要でございまして、(2)のほうに新天瀬公民館の概要を記載しております。

7ページに地元の建設委員会等との協議の流れ及び工事の契約状況等を記載しております。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、三花公民館と天瀬公民館の経費に関する主なものを記載しております。

9ページをお願いいたします。

こちらに両公民館の新旧の位置を記載しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

三花公民館の敷地図を記載しております。三花公民館は木造一部鉄骨の平屋建てとなっております、上のほうに倉庫が附属しております。駐車場は約40台の収容がございまして。

11ページは三花公民館の平面図でございまして、集会室と和室の間が可動間仕切り等で広く使えるようになっております。

続きまして、最後の12ページをお願いいたします。

天瀬公民館の平面図となります。左上1階に、公民館の事務室が入ります。真ん中の2階に中会議室、それから会議室。そして、右側の3階の図面では大会議室、和室等を備えているところでございまして。

また、その下の中段に天瀬振興局の裏のほうに同じく3階建ての建物がございまして、その別館の1階に調理室、それから2階に公民館の倉庫、一番下が現在の天瀬公民館、旧公民館でありますけれども、大集会室がございまして、こちらは地元の要望がご

<p>教 育 長</p>	<p>ざいまして、このまま継続して利用するという形をとっております。 以上でございます。</p> <p>議案第61号についての説明でございました。三花公民館と天瀬公民館に関する内容でございますが、何かこれについて御質疑はございませんか。よろしいですか。 使用開始は来年1月20日ですね。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>三花公民館の平面図にピアノがありますが、グランドピアノなんですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>今の公民館にグランドピアノがございますので、それを運びます。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>前の三花公民館のあの建物の中にグランドピアノがあるんですね。それは何年ぐらい前ののでしょうか。多分、あの建物はすごい古いですよ。運搬費用が5万4,000円ということなんですか、調律費用もかかるのではないですか。</p>
<p>社 会 教 育 課</p>	<p>ピアノは、かなり古いと思います。年代のほうは申しわけございません、今、資料がありませんので。費用のほうは、今のところ、これぐらいで移動するというところでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>完成すればどちらも大変すばらしい公民館になろうかというふうに思います。避難所等も兼ねてのことだと思しますので、またたくさん活用できるようによろしくお願いいたしますと思います。 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第61号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第61号、日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第62号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の13ページをお願いいたします。 議案第62号、日田市B&G海洋センターの管理に関する条例の一部改正についてでございます。 本案は、日田市B&G大海洋センターへの指定管理者制度の導入に伴いまして所要の措置を講ずるものでございます。</p>

<p>スポーツ振興課長</p>	<p>スポーツ振興課から御説明申し上げます。</p> <p>議案集の24ページをお願いいたします。経緯のほうを説明させていただきます。</p> <p>今回の議案提出の理由でございますが、日田市B&G大山海洋センターへの指定管理者制度の導入に伴いまして所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>3番にお示ししておりますが、大山B&G海洋センターは以前は体育館とプールが設置されておりましたが、大山小中学校一貫校の開校場所として決定いたしましたことから、平成25年にB&G体育館は廃止いたしまして、平成27年4月に小中一貫校として大山小中学校が開校したところでございます。その後は、このプールにつきましては、夏休みの期間中を除きましては大山小中学校のプールとして活用いたしております。</p> <p>その夏休み期間中に限りまして、市の直営の施設といたしまして、プールの利用の受付、使用料の徴収、監視員の配置などの業務を行っておるところでございますが、今回、安全性の確保や効率面、施設の有効活用などの観点から、この業務をノウハウや実績のある民間企業に委ねることが適当であると判断いたしまして指定管理者制度を導入しようとするものでございます。</p> <p>25ページの4番でございますが、条例改正の主な内容でございます。</p> <p>現行では直営で使用料を徴収する施設と指定管理者が利用料金として徴収する施設が混在しておりました。と申しますのも、この条例全体が、天瀬と大山と中津江のB&G海洋センターがございまして、その3つを網羅する条例となっておったところでございます。今回、全て指定管理を前提として条例改正を行うものでございまして、変更点は大きく2点ございます。</p> <p>1点目は、施設の管理に関する規定につきましては、指定管理者に「行わせることができる」としておりましたものを今回の見直しに伴いまして指定管理者に「行わせる」ものといたしております。</p> <p>2点目は、見直しに伴いまして、本条例に規定する施設は指定管理者が利用料金として徴収する施設に統一されるために「使用料」に関する規定を「利用料金」に関する規定というふうに変更しております。そうしたところの表現を統一いたしております。</p> <p>経緯のほうは以上のとおりでございます。</p> <p>13ページにお戻りください。13ページから22ページにかけて改正前と改正後の新旧対照表をお示ししております。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>先ほど御説明申し上げたような内容を対照表でお示しておりますが、14ページの第3条のところで「センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人、その他の団体であって、教育委員会が指定するもの」これが指定管理者でございますが、これに「行わせる」としております。</p> <p>それから、17ページを御参照ください。</p> <p>中ほどでございますが、これまで右の「使用料」としていたものを「利用料金」というふうに表記の変更をするものでございます。</p> <p>それから、21ページで大山海洋センター分の使用料を記載しておりましたが、今回、天瀬、中津江と同じく3つの施設がセンターの利用料金の限度額ということで一つの表でまとめております。</p> <p>この条例は令和2年4月1日からの施行を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第62号の説明がございました。これにつきまして何か御質疑はございませんでしょうか。</p>
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	<p>最初の説明で内容はよくわかりましたが、例えば開館時間とか休館日、それから利用料金等については教育委員会の承認を得て定めるものとするというところで、教育委員会が内容についてかわれると。それ以外の利用の許可とか制限とか取り消しとか、そこら辺の使い方については指定管理者が判断することができるような内容になっていると思います。</p> <p>それはいいんですけれども、全体について、例えば指定管理者について教育委員会が気がついたときに意見を言うことができるとか、そういうふうなものはこの中にはないということでしょうか。指定管理者に任せてしまえば、これに書いているところだけを承認して進めるというところで、そこら辺はどうなのかなと思いました。</p>
スポーツ振興課長	<p>ただいま御質問のあった内容等につきましては、この後にまた御提案申し上げますが、指定管理者と教育委員会との契約書を結ぶように今準備しておりますので、その契約の中で、市民への利便を図ることとか、いろんな市民からの意見についてモニタリングをすることとか、そういった細かい条項につきましては契約の中で盛り込んで運用していただくような手続をとっておるところでございます。</p>

<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>わかりました。どこでも指定管理者がうまく運営してくれているんですけども、よく利用者のほうから意見を聞くこともあるので、そういったことを伝える機会があるのかどうか、お尋ねしたところでした。それであれば大丈夫だと思います。</p>
<p>永山委員</p>	<p>24ページに大山に指定管理者を導入した理由が書かれていますが、夏休みの期間だけだったものが指定管理者にお任せするように変わって、例えば大山小中学校でプールの補助事業を夏休みにしたいとか、日田市内の小学校や中学校でも泳ぎが苦手な子のための補助的なものを夏休みにしていたことがこれまでであったと思うんですが、そういう場合の対応は可能なんですか。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>直営で市のほうが受け持っていた期間が夏休み期間ということでございまして、大山小中学校につきましては、夏の時期、6月ぐらいからプール開きがございまして、授業のほうで活用していただいております。</p> <p>夏休み期間中につきましても、大山小中学校の子供さんはカードを持っておられて、無料で泳いでいただけるような、そういった措置はとっております、もちろん学校のほうからそういった出校日等で指導等で活用していただけるように準備して対応していきたいと考えております。</p>
<p>永山委員</p>	<p>ありがたいシステムにさせていただけて安心しました。</p>
<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>25ページの6番に最近3カ年の利用者の推移が出ていて、余り大きくはないんですけども、令和元年度で2割ぐらいになるんですかね、1割5分ぐらいでしょうか、利用者が減っているところがありますけれども、特段、理由があるというわけではないのでしょうか。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>こちらに御紹介している数値は、小中学校が活用している期間と夏休み期間中全体、そのシーズンで利用いただいた人数全部をお示ししております。児童生徒数の減少とか日照時間の減少とか、そういったところも作用しているかとは感じております。</p> <p>純粹に私どもの直営の期間の利用で申し上げますと、28年度が1,638人、29年度が1,410人、30年度が1,461人というような、これが夏休み期間中の直営でお世話した期間の人数となっております。こちらのほうは、それでも、若干、減少傾向にはあるのかなというところがございます。</p>

<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>恐らく今言われた天候のこととか児童減のこととかぐらいでもこれぐらいの影響はあるんでしょうね。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>なかなか、最近では水温が高いと泳がないとかいうことも影響しているのかもしれませんが、またわかれば少しその辺も調べていただければと思います。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第62号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第62号、日田市B&G海洋センターの管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第63号、日田市スポーツ施設の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第63号、日田市スポーツ施設の指定管理者の指定についてでございます。</p> <p>本案は、日田市スポーツ施設の一部の施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>スポーツ振興課から御説明申し上げます。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>日田市のスポーツ施設のうち、ここに掲げております大原グラウンド、中城グラウンドなど21の施設についてでございますが、指定管理者の所在地が日田市大字求来里29番地、名称は一般財団法人日田市市民サービス公社、理事長毛利鉄也に指定管理を提案するものでございます。指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。</p> <p>本年度末をもちまして現在の指定管理の期間が満了することから新たに提案を行うものでございます。</p> <p>指定管理者として提案しております日田市市民サービス公社につきましては、公募により応募がございまして、教育委員会での選定委員会を経て決定いたしましたものでございます。</p> <p>提案理由は、日田市スポーツ施設の一部の施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

教 育 長	議案第63号でございますが、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。
岡 部 委 員	指定管理者は公募によるとおっしゃいましたけど、どのくらい公募があったんでしょうか。
スポーツ振興課長	応募があったのは市民サービス公社さん1社のみでございます。
教 育 長	<p>ほかに御質疑はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>ないようですので、議案第63号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第63号、日田市スポーツ施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第64号について説明をお願いいたします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の28ページをお願いいたします。</p> <p>議案第64号、日田市B&G海洋センターの指定管理者の指定についてでございます。</p> <p>本案は、日田市B&G海洋センターの施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、同じく地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>スポーツ振興課から御説明申し上げます。</p>
スポーツ振興課長	<p>日田市B&G中津江海洋センターは、指定管理者の所在地が日田市中津江村合瀬3750番地、名称、一般財団法人中津江村地球財団、理事長、赤星仁一郎でございます。</p> <p>日田市B&G大山海洋センター及び日田市B&G天瀬海洋センターは、指定管理者が、所在地、日田市大字求来里29番地、一般財団法人日田市市民サービス公社、理事長、毛利鉄也で、指定の期間は3施設とも令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間でございます。</p> <p>理由は日田市B&G海洋センターの施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので提案するものでございます。</p> <p>日田市B&G中津江海洋センターと天瀬海洋センターにつきましては、現在の指定管理期間が満了することに伴い、提案するものでございます。また、大山海洋センターにつきましては、今回、新たに指定管理の提案をするものでございます。</p>

	<p>また、中津江海洋センターの指定管理者として提案しております一般財団法人中津江村地球財団につきましては、地域振興及び地域雇用を前提としてこれらの施設を運営するために設立された団体でございます、これまでの施設管理の経験及び実績から今後も適切な管理が見込めるところで公募をしないで候補者に挙げて提案しているものでございます。</p> <p>大山海洋センターと天瀬海洋センターの指定管理者としております日田市市民サービス公社につきましては、先ほどと同様に公募による応募があった団体でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第64号についての説明でございました。これについて何か御質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第64号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第64号、日田市B&G海洋センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第65号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第65号、日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者の指定についてでございます。</p> <p>本案は、日田市鯛生スポーツセンターの施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので同じく地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>スポーツ振興課から御説明申し上げます。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定するものでございます。</p> <p>公の施設の名称が日田市鯛生スポーツセンター、指定管理者は所在地が日田市中津江村合瀬3750番地、一般財団法人中津江村地球財団、理事長、赤星仁一郎、指定の期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。</p> <p>こちらも、現在の指定管理期間が満了することに伴い、提案するものでございます。</p> <p>指定管理者として提案しております一般財団法人中津江村地球財団は、先ほども申し上げましたように地域振興と地域雇用を前提として設立された団体でございます、これまでの経験や実績</p>

<p>教 育 長</p>	<p>から適切な管理が今後も見込めるということから候補者に挙げておるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第65号について何か御質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第65号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第65号、日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。</p> <p>議事は以上でございます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>先ほど議案第61号の中で委員さんからピアノの調律の件の費用は含まないのかという御質問がありましたが、調律の費用は移転には含まれておりません。調律が必要な場合は、現在、指定管理をしております事業団の管理運営費で調律の費用をみております。</p> <p>それから、ピアノの年式は不明でございますが、ただ修理は行っているとのことでございます。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>古いものを大事に使われていて、すばらしいと思いました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、次に協議事項に入りたいと思います。教育総務課より説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、議案集の30ページをお願いいたします。</p> <p>日田市民生委員推薦会委員の推薦についてということで、社会福祉課から依頼がございましたので、御協議をお願いするものでございます。</p> <p>議案集の31ページをお願いいたします。</p> <p>日田市民生委員推薦会の組織・任務等についてでございます。</p> <p>（1）の組織につきましては、民生委員法第8条によりまして各市町村に設置されるもので、現委員の任期が本年11月30日までとなっております、次期委員の任期につきましては本年12月1日から令和4年11月30日までの3年間となっております。（2）の任務につきましては、法に基づきまして、民生委員児童委員及び主任児童委員を県知事に対して推薦するというものでございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>現在の委員名簿でございます。現在、日田市民生委員推薦会規則第3条の選出区分のうち第5号教育に関係ある者として三笠教育長に委員をお願いしております。</p> <p>33ページ、34ページには根拠となる法令等を付けさせていただいております。</p> <p>この件につきまして委員の推薦について御協議をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま説明のありました日田市民生委員推薦会委員の推薦についての御協議をお願いするものでございますが、委員の皆様から何か御意見はございますでしょうか。御質疑等はございませんか。</p>
<p>岡 部 委 員</p>	<p>教育委員会としては教育長が務めてこられたんですが、またよろしければぜひお願いしたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>委員の皆様から御異議がなければ、私によければお引き受けさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、引き続き私がお引き受けさせていただくということで推薦のほうをお願いします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、次に報告事項でございます。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、議案集の35ページをお願いいたします。</p> <p>報告第20号、令和元年10月期の寄付採納についてでございます。</p> <p>まず、地区寄附の採納が2団体2件でございまして、1件目が東部中学校第10回卒業生同窓会御一同様から東部中学校へ、現金3万円を御寄附いただいております。同会は、昭和32年3月の御卒業で、80歳を迎えまして最後の同窓会を開催した記念として御寄附いただいたものでございます。</p> <p>2件目は、中央1丁目の下飛田小児科様から咸宜小学校へ、朝日写真ニュース1年分、7万円相当を御寄附いただいております。下飛田小児科様は平成14年から継続して御寄附いただいております。</p> <p>次に一般寄付の採納が3団体1名4件でございまして、1件目が天瀬町の天瀬歴史研究会様から咸宜園教育研究センター及び淡</p>

窓図書館へ草野家文書の翻刻14点、相当額は不明ですが、御寄附いただいております。

同研究会は、平成20年に草野家から資料5点をお預かりしまして解説に着手され、11年かけて現代語に翻刻し、冊子にまとめられたものでございます。今回、A4版の7冊セットを2セット、御寄附いただいております。

なお、御寄附いただいた冊子につきましては、咸宜園教育研究センター及び淡窓図書館で閲覧いただけるようになっております。

2件目は、前津江町の原田様から光岡小学校へ、児童図書10冊、1万円相当を株式会社山田養蜂場のみつばち文庫という事業によりご寄付いただいております。

みつばち文庫という事業は、同社が新聞やホームページなどで一般公募いたしまして、抽選で児童図書の寄贈先を決定し、寄贈されているものでございます。今回、原田様がこの事業に応募されまして、希望の贈呈先でありました光岡小学校が抽選により決定したものでございます。

なお、みつばち文庫は平成11年から継続して全国の小学校へ児童図書を寄贈されておまして、今年度は、全国1,825校、大分県内では39校に寄贈されております。

3件目は、一般社団法人大分県治山林道協会様から三芳小学校へ、児童図書23冊、図書カード7万円分、森の文庫木製ネームプレート、合計10万円相当を御寄附いただいております。

森の文庫は、同協会が平成11年から毎年、大分県内の小学校に寄附されているもので、本年度は14校に御寄附いただいております。

4件目は、日田TAKE TO会様から小野小学校へ現金2万3,000円を御寄附いただいております。

同会は、平成29年九州北部豪雨で小野地区に発生しました地滑りに巻き込まれて亡くなられました、消防団員の山本岳人様の親族などで行われた会でごございまして、本年9月22日にパトリア日田におきまして開催されました、九州北部豪雨災害復興支援のミネハハコンサートの収益金を御寄附いただいたものでございます。

10月につきましては、以上6件、金額が5万3,000円、物品相当額が18万円、合計23万3,000円の御寄附をいただいております。

報告第20号につきましては以上でございます。

教 育 長	<p>ただいまの寄附採納の報告について何か御質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、報告事項は以上でございます。</p> <p>その他についてお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、12月定例教育委員会の日程についてでございます。</p> <p>12月の定例教育委員会につきましては、12月26日、木曜日13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>12月期の定例教育委員会は、12月26日、木曜日の13時半から勉強会で15時から定例教育委員会ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼び者あり）</p> <p>それでは、そのように決定させていただきます。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、以上で11月期の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時05分</p>